

【H24年度税制改正】

H24年の改正で大きく変わるのは、法人税の税率です。
H25年3月期決算の会社から、この影響があります。
(H25年2月決算までは、改正前での税率となります。)

1) 法人税率の改正(法法66)...減税

法人税率は、H24年4月1日以後開始事業年度から、25.5%と改正。
改正前:30%

2) 中小法人の特別税率(措法42の3の2)...減税

H24年4月1日からH27年3月31日までの間に開始する事業年度から、15%と改正。
改正前:18%

3) 復興法人特別税の創設(復興財確法48)...増税

H24年4月1日からH27年3月31日までの間に開始する事業年度(3年間)が対象となる。
復興法人特別税は、法人税の10%となる。

以下の図のようになります。

年間所得800万円以下の部分

改正前	改正後	
	H24/4/1 ~ H27/3/31までに開始する期間	
法人税 18%	復興法人特別税 $15\% \times 10\% = 1.5\%$	未定
	法人税 15%	

年間所得800万円超の部分

改正前	改正後	
	H24/4/1 ~ H27/3/31までに開始する期間	
法人税 30%	復興法人特別税 $25.5\% \times 10\% = 2.55\%$	法人税 25.5%